

【特掲診療料】

| | |
|----------------------|---|
| ・がん性疼痛緩和指導管理料 | ・人工腎臓 |
| ・がん患者指導管理料イ・ロ | ・導入期加算 1 |
| ・糖尿病透析予防指導管理料 | ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 |
| ・婦人科特定疾患治療管理料 | ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算 |
| ・院内トリアージ実施料 | ・輸血管理料（Ⅱ） |
| ・ニコチン依存症管理料 | ・輸血適正使用加算 |
| ・がん治療連携指導料 | ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算 |
| ・薬剤管理指導料 | ・脊髄刺激装置 |
| ・医療機器安全管理料 1 | ・在宅時医学総合管理料及び施設入所時等医学総合管理料 |
| ・検体管理加算（Ⅰ）・（Ⅱ） | ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング 加算 |
| ・コンタクトレンズ検査料 1 | ・慢性腎臓病透析予防指導管理料（Ⅰ） |
| ・ロービジョン検査判断料 | ・外来腫瘍化学療法 1 |
| ・CT撮影及びMRI撮影 | ・二次骨折予防継続管理料 1・3 |
| ・外来化学療法加算 1 | |
| ・無菌製剤処理料 | 【 歯 科 】 |
| ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ） | ・歯科疾患管理料の注11に掲げる総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料 |
| ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ） | ・歯科口腔リハビリテーション料 2 |
| ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） | ・クラウン・ブリッジ維持管理料 |
| ・集団コミュニケーション療法料 | ・歯科疾患在宅療養管理料の注4に掲げる在宅総合医療管理加算及び在宅歯科治療時医療管理料 |